

## 10 川俣湖漁業協同組合内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則

### 1 漁業権者の住所及び名称

日光市川俣821番地

川俣湖漁業協同組合

### 2 漁業権の免許番号

内共第14号

### 3 遊漁規則施行の日

平成26年1月1日

### 4 認可した遊漁規則

(目的)

**第1条** この規則は、川俣湖漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（ひめます、さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、ふな、こい及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。  
(遊漁料の納付義務)

**第2条** 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第7条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

**第3条** 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣（スプーン釣を含む。）以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

### 2 使用できる漁具の数は1人1組とする。

(遊漁期間)

**第4条** 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に定める期間内でなければならない。

魚種	期間
ひめます、さくらます・やまめ、にじます及びいわな	4月第1日曜日から9月19日まで
かじか	4月第1日曜日から9月19日まで
こい及びふな	6月1日から10月31日まで
わかさぎ	4月第1日曜日から10月31日まで

(禁止区域等)

**第5条** 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

区域	期間
1 熊野沢第1砂防ダムから下流川俣湖流入点に至る区域	1月1日から12月31日まで。ただし、組合が定めて公示する区域及び期間を除く。
2 鬼怒川本流下ノ沢合流点から下流川俣湖流入点に至る区域	同上
3 鬼怒川本流奥鬼怒第5砂防ダム（オロオソロシ沢合流直下）より上流の全域	同上
4 無砂谷沢第1砂防ダムから下流川俣湖流入点に至る区域	同上
5 馬坂沢第1砂防ダムから下流川俣湖流入点に至る区域	同上
6 川俣ダムサイトから上流350メートルの区域	同上
7 手白沢合流点から上流の新助沢全域	同上

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。  
この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

**第6条** 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚種	全長
ひめます、さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15センチメートル